

## 令和5年度愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関等 設備整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 愛知県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関等設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する医療機関（以下、「診療・検査医療機関」という。）及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診察体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下、「外来対応医療機関」という。）の設置者が行う整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2 この補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 診療・検査医療機関による、厚生労働省の定めた令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年4月5日付け厚生労働省発医政0405第2号・厚生労働省発健0405第1号・厚生労働省発薬生0405第56号厚生労働事務次官通知）に基づく令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年4月5日付け医政発0405第3号・健発0405第1号・薬生発0405第1号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）3（2）ウ（ウ）に定める確保病床等に必要対策の内の消毒等事業及び3（4）に定める設備整備事業

(2) 外来対応医療機関による、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年5月8日付け厚生労働省発医政0508第13号・厚生労働省発健0508第10号・厚生労働省発薬生0508第58号厚生労働事務次官通知）に基づく、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年5月8日付け医政発0508第12号・健発0508第6号・薬生発0508第4号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）3（2）ウ（ウ）に定める確保病床等に必要対策の内の消毒等事業及び3（4）に定める設備整備事業

(3) 外来対応医療機関による、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和5年9月29日付け厚生労働省発医政0929第5号・厚生労働省発感0929第4号・厚生労働省発医薬0929第81号厚生労働事務次官通知）に基づく、令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和5年9月29日付け医政発0929第23号・感発0929第3号・医薬発0929第12号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長及び厚生労働省医薬局長通知）3（4）に定める設備整備事業

(交付の対象)

第3 この補助金は、外来対応医療機関（令和5年5月7日までは、診療・検査医療機関）として、知事が指定した医療機関を対象とする。なお、第2（2）及び（3）の事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症患者を診察した実績がある外来対応医療機関でなければならない。

2 第2（3）の事業に係る補助金の交付を受けようとする者のうち、別表3③（個人防護具）以外の整備（併せて、別表3③（個人防護具）の整備をする場合を含む。）に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和5年8月15日以降に、外来対応医療機関として、知事が指定した医療機関でなければならない。

(交付額の算定方法)

第4 補助対象期間は、令和5年4月1日（令和5年度に新たに診療・検査医療機関及び外来対応医療機関に指定された場合は、指定されたとき）から知事が別に定める日までとする。

ただし、第2（3）の事業の補助対象期間は、令和5年10月1日（令和5年10月1日以降に新たに外来対応医療機関に指定された場合は、指定されたとき）から知事が別に定める日までとし、そのうち別表3③（個人防護具）の補助対象期間は、当該期間内の別表3に定める期間とする。

2 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

(1) 別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

(申請手続)

第5 規則第3条による申請書及び添付書類の様式について、第2（1）及び、第2（3）による事業のうち、別表3③（個人防護具）のみの整備に係る申請は、様式1のとおりとし、第2（2）及び第2（3）による事業のうち、別表3③（個人防護具）以外の整備（併せて、別表3③（個人防護具）の整備をする場合を含む。）に係る申請は、様式2のとおりとする。また、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書は、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定等)

第6 知事は、第5による申請があったときは、証拠書類のほか、必要に応じて申請者に対して追加資料の提出を求め、その内容の審査を行う。

2 知事は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

ただし、第2（1）の事業及び第2（3）の事業のうち、別表3③（個人防護具）のみの事業に係る申請に対する交付の決定及びその通知は、知事が補助金を交付すべきものと認めた医療機関等が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を医療機関等からの第11による実績報告書及び請求書とみなす。

(申請の取下)

第7 規則第7条に規定する、第2(2)及び第2(3)による事業のうち、別表3③(個人防護具)以外の整備(併せて、別表3③(個人防護具)の整備をする場合を含む。)に係る申請の取下期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第8 補助事業者は、第2(2)に係る事業及び第2(3)の事業のうち、第5第2項に係る申請において、別表3③以外の整備に係る申請(併せて、別表3③の整備をする場合を含む。)に係る事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式3による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定を受けた補助金の額以内における、補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更及び補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9 補助事業者は、第2(2)に係る事業及び第2(3)の事業のうち、別表3③以外の整備(併せて、別表3③の申請をする場合を含む。)に係る事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その理由を記載した書面を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第10 補助事業者は、第2(2)に係る事業及び第2(3)の事業のうち、別表3③以外の申請(併せて、別表3③の申請をする場合を含む。)に係る事業が予定期間内に完了することができずと見込まれる場合はその理由を、事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条に定める第2(2)及び第2(3)の事業のうち、別表3③以外の整備(併せて、別表3③の申請をする場合を含む。)に係る事業の実績報告書及び添付書類の様式は、様式4のとおりとし、知事に提出するものとする。また、その提出部数は1部とする。

ただし、第2(1)及び第2(3)による事業の申請のうち、別表3③(個人防護具)のみの整備に係る実績報告については、様式1の申請をもってこれに代えるものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、第2(2)及び第2(3)の事業のうち、別表3③以外の事業(併せて、別表3③の申請をする場合を含む。)の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第 12 補助金は、補助事業の完了後交付する。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 13 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式 5 により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、提出部数は 1 部とする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(電子情報処理組織による手続)

第 14 第 5、第 7 から第 11 及び第 13 の規定による手続は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と手続をする者の使用に係る入出力装置として知事が告示して指定するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われる手続は、様式 1 から様式 5 に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。

3 第 1 項の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に提出されたものとみなす。

(財産処分の制限)

第 15 規則第 20 条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第 20 条第 1 項第 2 号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 30 万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第 20 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 16 補助事業者は、規則第 10 条第 1 項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(契約の締結)

第 17 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(検査等)

第 18 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実施細則)

第 19 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 27 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

1. 新型コロナウイルス感染症対策事業

基 準 額	対 象 経 費	補助率
新型コロナウイルス感染症患者を診察 した際の消毒等 知事が必要と認めた金額 ×知事が必要と認めた人数	消毒等に係る賃金、需用 費、役務費、委託料、備品 庫入費	10 / 10

2. 外来対応医療機関設備整備事業（第2（1）及び（2）に係る事業）

基 準 額	対 象 経 費	補助率
次により算出された額の合計額  ①HEPAフィルター付空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円  ②HEPAフィルター付パーテーション 205,000円 ×知事が必要と認めた台数  ③个人防护具 3,600円 ×知事が必要と認めた人数分  ④簡易ベッド 51,400円 ×知事が必要と認めた台数  ⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	設備を整備するために 必要な設備購入費、使用料 及び賃借料	10 / 10

3. 外来対応医療機関設備整備事業（第2（3）に係る事業）

基準額	対象経費	補助率
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>①HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり905,000円</p> <p>②HEPAフィルター付パーテーション 205,000円×知事が必要と認めた台数</p> <p>③个人防护具 3,600円×知事が必要と認めた人数分</p> <p>④簡易ベッド 51,400円×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>設備を整備するために必要な設備購入費、使用料及び賃借料</p>	<p>10 / 10</p>

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

※ 整備対象設備のうち、「③个人防护具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外に係る補助金の交付を受けようとする者は、令和5年8月15日以降に、外来対応医療機関として知事が指定した医療機関でなければならない。

また、「③个人防护具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。